

学させられてしまった。彼は校長の自宅まで訪問して嘆願し私どももいろいろ運動をくりひろげて彼の延命工作につとめたのである。

学校側は威信にかけても譲らなかつた。その時彼は「退学になつたからとて学校に来るのは止めない、ずっと同窓の卒業まで来続けてみせる」と、わざわざ学校当局にまで宣言しておいて相変わらず私どもの教室に通い続けた。実力が物言う世界だけに卒業証書など紙きれに等しい。安い国家の費用で勉強出来るなら月謝も払わないですむしかえって安上りだと云う。学校でも困っていた様子で門衛のところへ毎日チェック出来るものでもなし、外に登校を停止させる適当な手段もなく、私どもも彼をかばって見廻りの者が来れば、かくまってみたりしてずっと卒業まで通学の便宜をはかつてやった。

〔『萬年草』富田恒雄著。昭和四十八年、富田書店〕

② 工芸科の実技兼修制度

新規則は工芸教育に少なからぬ変化をもたらした。即ち、「第十條 工藝科生徒ハ志望ニヨリ其ノ所屬部ノ實技以外ニ工藝科他部ノ實技ヲ一學年一學科目ニ限り兼修スルコトヲ得」という新規規定の実施である。昭和八年四月十一日に左記の決定があつた。

工藝科實技兼修許可ノ件
工藝科生徒ニシテ他部ノ實技兼修ヲ願出タル者ニ就キ工藝科教官
參集ノ上詮議ノ上前學年末ノ實技點數八十點以上ノモノ、ミヲ許

可スルコトニ協議致候ニ付左記ノ者ニ兼修ヲ許可致度伺候間裁候也

記

許可氏名別紙ノ通り

揭示案

本校規則第十條ニヨリ左記ノ者ニ實技兼修ヲ許可ス

年 月 日 本校

右兼修ノ許可ヲ受ケタル者ハ明十二日(金)午前十時兼修スル部ノ教官室へ出頭シ指示ヲ受クベシ

工藝科實技兼修許可氏名

圖案科實技兼修者

彫金部二年 島崎 正二郎

漆工部二年 平野 清吉

彫金實技兼修者

漆工部三年 金田 諒三

同 寺井 直次

漆工部二年 笠木 敦次郎

同 小島 理吉郎

鍛金實技兼修者

彫金部三年 赤松 義弘

漆工實技兼修者

彫金部二年 松尾 忠次

同 飯田 正美

鍛金部三年 高田 六藏
同 芳武 茂介

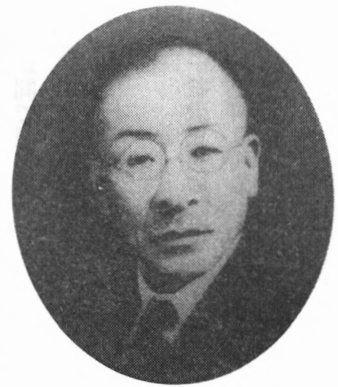
兼修できるのは二、三年生のみで、このとき、実技点数が八十点以下だったため不許可となった者が八名あった。「至昭和八年四月」工芸科実技兼修ニ関スル書類、版画兼修、セメント美術兼修ニ関スル書類（教務）によれば、翌九年は十三名、十年は十五名、十一年は十三名と兼修者が多かったが、十二年は八名、十三年と十四年が各四名、十五年が五名、十六年が三名と減っている。

③ 特待生制度廃止

各年度ごとに成績優等者を選んで一年間授業料を免除する特待生制度は明治二十六年以降毎年（同三十二年以外）実施され、明治から大正中期までは毎年大体二十名以内、大正中期以降は毎年二、三十名が選ばれて右の特典を与えられたが、和田校長の改革によりこの制度が廃止された。

④ 水谷鉄也の退官

昭和八年三月三十一日、彫刻科教授水谷鉄也が退官した。水谷については本書第二巻伍頁において「水谷鉄也の留学」として触れておいたが、留学より帰国後の略歴を記せば、大正七年四月教授に昇格した彼は彫刻科実習授業を指導する傍ら本校の依頼製作（銅像）を担当し、同十年までは図画師範科の手工（塑造、木彫）授業を兼任、同年から彫刻科実習担任を免ぜられ、工芸部および図画師範科



水谷鉄也（水谷茂氏提供）

の彫刻授業担任をつとめた。

水谷は朝倉文夫、建畠大夢、北村西望らの先輩で、文展に幾度か出品したが、朝倉らが官展で華々しく活躍したのとは異なり、非常に地味な制作活動を続けた。その一生涯に多くの銅像、建築装飾、木彫、花瓶等の制作を手がけている（「私ノ小歴ト作品」水谷鉄也。昭和十四年頃作成。水谷茂氏提供）。また、彫刻の基礎教育に大変尽力した。しかし、その作品の多くは散佚し、昭和十八年六月歿後旧宅が空襲で焼失したため、遺品も少なく、今日、その業績を辿るのは困難である。そこで、参考のために本学所蔵の水谷関係資料をここに紹介しておく。

(一) 本学芸術資料館所蔵作品

スペインの舞子（大正三年、東京大正博覧会出品）、婦人頭（同、同）、投網の男（同九年）、海老（同十五年）、女の首、うたたね女、ねむり、裸婦胸像。

(二) 文書

- 。東京美術学校旧職員履歴書
- 。留学関係文書（「從明治四十四年留學生ニ関スル書類（庶務）」）
至大正十四年 練習生
- 文部大臣宛申報書〔控〕
- 一、從明治四十四年一月廿六日 報告書、「焼土 Terre Cuite」
至明治四十四年四月 廿日